

東日本大震災により被災した被保険者のみなさま 平成23年7月1日から医療機関等 の窓口での取扱いが変わります

1. 医療機関等の窓口で保険証の 提示が必要です

東日本大震災に伴い、保険証等を紛失されるなどして窓口で提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し出ることによって、保険診療を受けることができる取扱いとなっていました。平成23年7月1からは、保険診療を受けるには、窓口での保険証等の提示が必要です。

2. 窓口負担の免除には、免除証 明書の提示が必要です

震災の被災地域の住民で、定められた要件にあてはまる方は、窓口で申し出ることによって窓口での一部負担金等が免除されていましたが、平成23年7月1からは加入している国保が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。

※ただし、以下の市町村の国保に加入されている方については、免除証明書の提示が必要となる日が異なります。

8月1日から：岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町)、福島県(田村市、南相馬市)／9月1日から：宮城県(南三陸町)／10月1日から：宮城県(女川町)／免除期間終了まで不要：福島県(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

こんなときは一部負担金等の還付が受けられます

○7月1日以降に医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかったとき

7月1日以降は、免除証明書を医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、国保に申請することにより、支払った額の還付を受けることができます。

○6月30日までの間に、本来であれば一部負担金等を支払う必要がなかったにもかかわらず、既に一部負担金等を支払ってしまったとき

6月30日までの間は、医療機関等の窓口で口頭での申立てにより一部負担金等の支払を猶予する取扱いとしていますが、この間、本来支払う必要がなかった一部負担金等を支払ってしまった場合についても、国保に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

① 還付を受けるには国保に申請が必要です

一部負担金等の還付を受けるためには、国保に「還付申請書」を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

① 免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)

② 保険医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金等の金額が確認できる書類を併せてご提示ください。

*このリーフレットは厚生労働省の資料を参考に作成しています。

一部負担金等については、平成23年3月11日から(原発の事故に伴う避難指示等の対象となった方については指示があった日から)、平成24年2月29日までの間に受けた療養が免除の対象になります(入院時食事療養および入院時生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの間に受けた療養が免除の対象となる予定です)。

○免除期間について

免除の対象となる一部負担金等の範囲は次のとおりです。差額ベッド代などについては、免除の対象には含まれません。

- ① 一部負担金
- ② 食事療養標準負担額
- ③ 生活療養標準負担額
- ④ 以下の給付を受ける際に支払う一部負担金や食事療養標準負担額、生活療養標準負担額に相当する自己負担(保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費)

○免除される一部負担金等

被災救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市区町村へ転出した方を含む)であって、次のいずれかにあてはまる方

- ① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

○一部負担金等免除の対象となる方

被災していることを医療機関等に申し出て、既に医療機関等から一部負担金等の支払いが必要ないと言われている方も、7月以降、一部負担金等の免除を受けるためには、免除証明書が必要となります。必ず国保に免除証明書の申請をしてください。

※上記の公的な書類の入手が困難な場合でも、申請者の申立てにより認定を受けることも可能です。なお、この場合は、可能な限り、事業主、親族、知人等の証明を受けるようにしてください。

○いたことが確認できるもの

- ・ 住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有している方の場合
 - ⑦ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となつて
 - ・ 雇保険の受給資格者証、事業主等による証明書
 - ⑥ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
 - ・ (税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
 - ・ 公的に交付される書類であつて、事実の確認が可能なもの
 - ⑤ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
 - ・ 警察に提出した行方不明の届出の写しなど
 - ④ 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
 - ・ 医師の診断書
 - ③ 主たる生計維持者が重篤な傷を負った方の場合
 - ・ 火災証明書、被災証明書や死亡診断書など
 - ② 主たる生計維持者が死亡した場合
 - ・ 火災証明書、被災証明書
 - ① 住家が全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした方の場合
- 免除に該当する項目に応じて、以下の書類が必要となります。7月1日から一部負担金等の免除を受けるためには、国保に一部負担金等免除申請書を提出する必要があります。その際、

○一部負担金等免除証明書の申請について